

水源林保全のための仕組みづくりについて

環境・農水常任委員会資料

平成25年(2013年)11月13日

琵琶湖環境部森林政策課

現状

他道県での目的不明な土地の取得

水源林の無秩序伐採の懸念

平成22年6月、北海道で外國資本による森林買収
が判明(北海道他7県、約801ha)[H25.4林野庁調査]

ニホンジカの増加による食害の増加

皮剥ぎによる枯死、再造林、更新困難

森林所有者の高齢化や不在化、森林への
関心の低下

活用されなくなった特用樹等の伐採、林地境界の不明確化

森林に求められる価値の多様化

CO₂の吸收・固定機能、生物多様性保全
機能等への期待の高まり

琵琶湖の恩恵への下流府県の意識の低下

琵琶湖下流域で取水制限されていない

琵琶湖の再生

琵琶湖森林づくり条例施行(H16.4.1)後の新たな課題への対応を検討

琵琶湖を保全するためには
水源である
森林を健全な姿で未来に引き継ぐことが
必要

目的不明な土地の取得

→土地取引の事前届出制度等の監視の仕組みが必要

鳥獣被害の深刻化

→獣害が森林に及ぼす影響への対策が必要

→治山事業で対応できない林地保全対策が必要

県民・森林所有者の期待の高まりへの対応

→間伐材の搬出対策、巨樹・巨木の保護、境界明確化などへの対策の強化が必要

近畿府県の水源としての琵琶湖の価値の評価

→下流府県へ安定的に水を供給する水源としての琵琶湖の価値の高まりへの評価が必要

琵琶湖森林づくり条例の改正

条例改正のねらい

- 滋賀の森林は県土の約1/2、琵琶湖面積の約3倍を占め、水源として最も重要な役割を果たすことから、森林を健全な姿で未来に引き継ぐことで琵琶湖の保全に寄与する。
- 深刻化する鳥獣被害など条例制定後の新たな課題に県としてしっかりと取り組むことを県民に約束するとともに下流域に発信する。
- 土地取引の事前届出制度を創設することにより、重要な水源である森林の売買等が監視でき、無秩序伐採や利用目的が不明な土地取得等への牽制効果が期待できる。

今後のスケジュール

平成25年11月 常任委員会に検討状況の報告

平成25年12月 森林審議会に水源林保全のための仕組みについて諮問

平成26年5月 水源林保全のための仕組みについて県民との意見交換・市町との調整

平成26年度上期中 森林審議会から水源林保全のための仕組みについて答申

平成26年度中 条例(案)について、県民政策コメントを経て、議会に上程